

# がん診療環境整備助成 募集要項

公益財団法人公益推進協会

我が国のがん診療連携拠点病院等では、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を行っています。

しかし、がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境はまだ十分とは言えません。もっと、医療・福祉・介護・産業保健・就労支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉サービスの提供等を行う仕組みを構築することで、がん患者が、いつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って自分らしく生きることのできる地域共生社会が実現できるのです。

そこで、公益財団法人公益推進協会では、こうした状況に対し、少しでもお役に立てるよう、本年度の緊急支援事業として、「がん診療環境整備助成」を実施いたします。

つきましては、以下のとおり、補助事業の募集を行いますので、ご活用いただけましたら幸いです。

## 1. 対象施設

がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、小児がん拠点病院、小児がん中央機関、ゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院、がんゲノム医療連携病院（以下、「医療機関」という。）

## 2. 募集期間

2021年11月1日（月）から2022年3月31日（木）当日消印有効

## 3. 補助対象となる事業

医療機関において、がん診療又はオンライン問診或いはコロナウィルス蔓延防止（以下「がん診療等」という。）を行うための環境を整備する事業を対象とします。

区分	内容
・がん診療環境整備費	・がん診療に必要な機器等の購入経費 ・医療機器及びその他関連機器
・オンライン問診環境整備費	・オンライン問診等を行うために使用する機器の購入経費やソフト購入費、初期セットアップ等のシステム導入の各種初期費用
・コロナウィルスまん延防止環境整備費	・コロナウィルスのまん延防止を図るための空気清浄機や必要な機器等

## 4. 助成金申請上限額、総額、助成金の補助率

助成金申請上限額：1病院2000万円（自己負担額を含む）

助成金総額：4650万円

補助率：1/2

例) 申請額が1200万円の場合、補助率1/2となりますので、600万円が自己負担額となります。

※前払いいたしますが、領収書等の報告時に精査して返金していただくことがあります。

## 5. 補助事業の実施期間

2022年3月31日（木）までを原則とします。

## 6. 応募手続

応募関係書類は、応募申込みの意思をお電話又はメールでお伝えいただいた医療機関に直接送付又は送信いたします。必要事項を記入して、郵送又はメールでお送りください。

## 7. 選考

書類審査を行います。外部有識者を含む選考委員会に諮り、常任理事会の決議を経て、助成対象事業ならびに助成金額を決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

## 8. 結果通知

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類等記載の個人情報は、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

## 9. 助成金の交付

助成対象事業に決定した後、指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

## 10. 助成対象者の義務

助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り、速やかに事業を遂行してください。

- (1) 受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- (2) 助成対象事業の内容に変更するときは、その旨を当財団に申し出て承認を得てください。
- (3) 助成対象事業が中止になった場合や重複しての受給となることが判明したときは、助成金交付申請変更届を当財団に遅滞なく届け出てください。
- (4) 助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に実績報告書を提出してください。なお、報告書には、請求書、支払先や支払金額が明記された領収証等のコピーを必ず添付してください。
- (5) 助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

## 11. 助成金の交付決定の取り消し及び返還

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還していただきます。

- (1) 助成対象期間内に助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 助成金の交付に際し当財団から特別に依頼した内容又は条件に違反若しくは従わないとき

(応募・問合せ先) 公益財団法人公益推進協会 がん診療環境整備助成係宛

東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814